

○平成二十三年三月十一日に発生した東北
地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の
事故により放出された放射性物質による
環境の汚染への対処に関する特別措置法

(平成二十三年八月二十日)

(法律第百十号)

改正 平成二十四年 六月二七日法律第四七号

同 二五年 六月二一日同 第五四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法をここに公布する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 監視及び測定の実施(第八条)

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節 関係原子力事業者の措置等(第九条・第十条)

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の

処理(第十一条―第二十四条)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)

措置法)

一 / 二七

第三節 除染等の措置等(第二十五条―第四十二条)

第五章 費用(第四十三条―第四十五条)

第六章 雑則(第四十六条―第五十九条)

第七章 罰則(第六十条―第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下本則において単に「事故」という。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二条第三号に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」と

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法) 二ノ二七

は、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

2 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

3 この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

4 この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

5 この法律において「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」とは、それぞれ水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいい、「水道施設」とは、同条第八項に規定する水道施設をいう。

6 この法律において「公共下水道」、「流域下水道」、「公共下水道管理者」、「発生汚泥等」及び「流域下水道管理者」の意義は、それぞれ下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条第一項、第二十一条の二第

一項並びに第二十五条の三第一項に規定する当該用語の意義による。

7 この法律において「工業用下水道事業者」とは、工業用下水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用下水道事業者をいい、「工業用下水道施設」とは、同条第六項に規定する工業用下水道施設をいう。

8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理基準」、「産業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。

9 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

(国の責務)

第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質

による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

(原子力事業者の責務)

第五条 関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない。

2 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

二 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項

三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

四 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

五 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

3 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法) 四／二七

5 第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 監視及び測定の実施

第八条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の実施を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節 関係原子力事業者の措置等

(関係原子力事業者による廃棄物の処理等)

第九条 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。

(関係原子力事業者による協力措置)

第十条 関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であつて環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置(以下「協力措置」という。)を講じなければならない。

2 国又は地方公共団体は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。

3 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないときは、その旨を環境大臣に通知することができる。

4 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正当な理由がなくてその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた関係原子力事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(汚染廃棄物対策地域の指定)

第十一条 環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

2 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染廃棄物対策地域の区域の変更等)

第十二条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件とな

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法)

五ノ二七

った事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による汚染廃棄物対策地域の区域の変更又は汚染廃棄物対策地域の指定の解除について準用する。

(対策地域内廃棄物処理計画)

第十三条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 対策地域内廃棄物処理計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み

二 対策地域内廃棄物処理計画の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

四 その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関し必要な事

項

項

- 3 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(対策地域内廃棄物処理計画の変更)

- 第十四条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による対策地域内廃棄物の処理の実施)

- 第十五条 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

- 二 公共下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る汚泥等

- 三 工業用下水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用下水道事業者 当該工業用下水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

- 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者)又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置

者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

五 集落排水施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

2 環境大臣は、前項各号に掲げる者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならぬ。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと料する者(関係原子力事業者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

4 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、必要が

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法)

七 / 二七

あると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

(廃棄物処理法の適用関係)

第二十一条 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。）を除く。」とする。

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物

処理法第二条第一項に規定する廃棄物（一般廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。）の処理を行う者（一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（産業廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行う者（産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3 特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準」及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によ

る環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準」とする。

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同項第三号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成二十三年二月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この号において「特別処理基準」という。）」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは、「同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする」とする。

5 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合に係る廃棄物処理法第十六条の二の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一号中「特別管理産業廃

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定（廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）とする。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定（この規定に係る罰則を含む。）の

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）とする。

第三節 除染等の措置等

（除染特別地域の指定）

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

- 5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(除染特別地域の区域の変更等)

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又は除染特別地域の指定の解除について準用する。

(除染特別地域内の汚染の状況の調査測定)

- 2 国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

- 3 国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測

定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

- 4 国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

- 5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(特別地域内除染実施計画)

- 2 特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 特別地域内除染実施計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
- 四 その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に關し必要な事項

3 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人(土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件(以下「土地等」という。))に關し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

6 第四項の掲載があつた場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかつたときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があつたものとみなす。

7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があつた場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等

(除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新

たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。)に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示(事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。))が市町村長に対して行った同法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。)の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自ら当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成

し、これを管理しなければならない。

4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

5 除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二條の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二條第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二條第二項(特別管理産業廃棄物にあつては、第十二條の二第二項)の規定は、適用しない。

(平二四法四七・平二五法五四・一部改正)

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二條 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をするに必要な地域(除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あ

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法)

一五 / 二七

らかはじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)

第三十三條 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができ

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四條 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下

- 「都道府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。
- 4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
- 5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)

- 第三十五条** 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域(以下「除染実施区域」という。)内の土地であつて次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。
- 一 国が管理する土地 国
 - 二 都道府県が管理する土地 当該都道府県
 - 三 市町村が管理する土地 当該市町村
 - 四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
 - 五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村
- 2 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて同項第五号に掲げるものうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者

等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。

(除染実施計画)

第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第二十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとする。

2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 除染実施計画の対象となる区域
- 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
- 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じ、て講ずべき土壌等の除染等の措置
- 五 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

六 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法)

一七 / 二七

七 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(除染実施計画の変更)

第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実

施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施）

第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施

計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報（都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報）に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することが

できる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

（除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管）

第三十九条 除染実施者（国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。）は、除染実施区域内の土

地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2 除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 除染実施者は、除去土壌等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出を

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

した都道府県知事等に届け出なければならない。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

7 除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二條の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二條第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二條第二項(特別管理産業廃棄物にあつては、第十二條の二第二項)の規定は、適用しない。

(土壌等の除染等の措置の基準)

第四十條 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定

める基準に従わなければならない。

- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壌の処理の基準等)

- 第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

(国による措置の代行)

- 第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必

要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行うものとする。

- 一 当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制

- 二 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

- 2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとする。

第五章 費用

(財政上の措置等)

- 第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

- 第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠

償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があつたときは、速やかに支払うよう努めなければならぬ。

（国の措置）

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

（汚染廃棄物等の投棄の禁止）

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）を捨ててはならない。

（特定廃棄物の焼却の禁止）

第四十七条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

（業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止）

第四十八条 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行つてはならない。

2 国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者（国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬（土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。第六十条第一項第四号において同じ。）、保管又は処分を業として行つてはならない。

（報告の徴収）

第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）

の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者その他の関係者に対し、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めるところができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第五十条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する

場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定廃棄物を無償で収去させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において特定廃棄物を無償で収去させることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供

するのに必要な限度において除去土壌等は無償で収去させることができる。

6 前各項の規定により立入り、検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第五十一条 環境大臣は、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、第二十条の環境省令で定める基準に適合しない特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬、保管又は処分を行った者(第十五条又は第十九条の規定により当該収集、運搬、保管又は処分を行った国を除く。)に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分

の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置が行われた場合において、適正な土壌等の除染等の措置を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該土壌等の除染等の措置を行った者(当該土壌等の除染等の措置を行った国、都道府県又は市町村を除く。)

二 第四十条第二項の規定に違反する委託により当該土壌等の除染等の措置が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)

4 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、除去土壌の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該除去土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

命ずることができる。

一 当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った者(当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った国、都道府県又は市町村を除く。)

二 第四十一条第二項の規定に違反する委託により当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)

5 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(関係地方公共団体の協力)

第五十二条 国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共

団体に対し、必要な協力を求めることができる。

(汚染廃棄物等の処理等の推進)

第五十三条 国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第五十四条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(知識の普及等)

第五十五条 国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなけれ

ばならない。

第五十六条 削除

(平二四法四七)

(権限の委任)

第五十七条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(環境省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(事務の区分)

第五十九条 第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項(第五号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項(同条第一項第五号に係る部分に限る。)、第三十六条第一項、第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、及び第五項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三十八条第二項(第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。)、第四項(第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除

染等の措置に係る部分に限る。)、第七項(第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。)、及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで(第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壌等の保管に係る部分に限る。)、及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者
- 二 第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者
- 三 第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
- 四 第四十八条第二項の規定に違反して、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
- 五 第五十一条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者

2 前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三十四条第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第三十九条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（除染実施者が国、都道府県又は市町村である場合を除く。）

三 第四十九条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十条第一項から第五項までの規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十条第一項第一号から第四号まで 三億円以下の

罰金刑

二 第六十条第一項第五号又は第六十一条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第六十条又は第六十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第二節及び第三節、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条（第一項を除く。）、第五十条（第一項に係る部分を除く。）、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十二条第一号、第二号、第三号（第四十九条第一項に係る部分を除く。）及び第四号（第五十条第一項に係る部分を除く。）並びに第六十三条の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十一条第一項、第二十五条第一項及び第三十二条第一項の規定による指定並びに第二十五条第一項、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の環境省令の制定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十一条、第二十五条、第三十二条、第四十条並

びに第四十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。

2 第十三条第一項の対策地域内廃棄物処理計画、第二十八条第一項の特別地域内除染実施計画及び第三十六条第一項の除染実施計画の策定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条及び第三十六条の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直し1を含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二四年政令第二二八号で平成二四年九月一九日から施行)

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○平成二十三年三月十一日に発生した東北
 地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の
 事故により放出された放射性物質による
 環境の汚染への対処に関する特別措置法
 施行令

(平成二十三年十二月十四日)

(政令第三百九十四号)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令をここに公布する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
 施行令

内閣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第三十四条第一項、第四十二条第二項及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定をすることができるとする市町村)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「法」という。)第三十四条第一項の政令で定める市町村は、その区域の全部又は一部が汚染状況重点調査地域内にある市町村とする。

(国による措置の代行)

第二条 法第四章第三節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。)に規定する措置に関する事務を所掌する大臣は、法第四十二条第一項の規定により当該措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行う区域及び当該措置の開始の日を公示しなければならない。当該措置を完了しようとするときも、同様とする。

(権限の委任)

第三条 法第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項から第四項まで、第三十一条第三項及び第四項、第四十九条第二項から第四項まで並びに第五十条第二項から第四項までの規定による環境大臣の権限は、地方環境事務所に長に委任する。ただし、法第四十九条第二項から第四項まで及び第五十条第二項から第四項までの規定による権限にあっては、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○平成二十三年三月十一日に発生した東北
地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の
事故により放出された放射性物質による
環境の汚染への対処に関する特別措置法
施行規則

(平成二十三年十二月十四日)

(環境省令第三十三号)

改正	平成二十四年	三月三〇日	環境省令第七号	
	同	二四年	四月一三日	第一二号
	同	二四年	九月一四日	第二六号
	同	二四年	一月九日	第三四号
	同	二五年	一月一〇日	第一号
	同	二五年	一月二九日	第二号
	同	二五年	二月二一日	第三号
	同	二七年	一月三〇日	第二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)の規定に基づき、及び同法を施行するため、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(汚染廃棄物対策地域の指定の公告等)

第二条 法第十一条第三項の規定による公告は、汚染廃棄物対策地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2 法第十一条第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染廃棄物対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

- 一 汚染廃棄物対策地域の区域
- 二 汚染廃棄物対策地域を指定した年月日

(対策地域内廃棄物から除かれる廃棄物)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則) 一 / 五六

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則) 二／五六

第三条 法第十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

一 汚染廃棄物対策地域内において事業活動に伴い生じた廃棄物（国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物及び汚染廃棄物対策地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物を除く。）

二 警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この号において同じ。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）又は計画的避難指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った避難のための計画的な立退きを行うことの指示をいう。）が解除された後に、これらの指示の対象区域であった区域（これらの指示の対象区域以外の区域が汚染廃棄物対策地域として指定されている市町村に係るこれらの指示が解除された場合にあつては、当該

区域を含む。）において生じた廃棄物（当該区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物及び前号に掲げる廃棄物を除く。）

三 法第十一条第一項の規定に基づく汚染廃棄物対策地域の指定が行われた後に、当該汚染廃棄物対策地域に搬入された廃棄物（前二号に掲げる廃棄物を除く。）

（平二四環省令一二・平二四環省令二六・一部改正）

（水道施設等における廃棄物の調査の報告）

第四条 法第十六条第一項本文の報告は、同項の規定による調査の対象とした廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該調査の対象とした廃棄物が生じた施設に係る事業場及び当該廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

三 当該調査の対象とした廃棄物の種類及び数量並びに当該廃棄物が生じた時期

四 当該調査の対象とした廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

2 前項の報告書には、当該調査の対象とした廃棄物の保管の状況を明らかにする書類及び写真を添付しなければならない。

(廃棄物の調査の方法)

第五条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 調査は、その対象とする廃棄物を、事故由来放射性物質（セシウム百三十四及びセシウム百三十七に限る。以下同じ。）による汚染状態がおおむね同一であると推定される単位（以下「調査単位」という。）に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。
- 二 調査単位のすべてについて、四以上の試料を採取すること。
- 三 調査単位ごとに、前号の規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。
- 四 前号の規定により混合された試料のすべてについて、環境大臣が定める方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

(廃棄物の調査の義務の対象となる水道施設の要件)

第六条 法第十六条第一項第一号の環境省令で定める要件は、

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は新潟県（島しょ部を除く。）に所在する水道施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

(水道施設における廃棄物の調査の対象となる廃棄物)

第七条 法第十六条第一項第一号の環境省令で定めるものは、汚泥等の堆積物のうち、次に掲げるものとする。

- 一 当該水道施設に係る脱水設備を用いて脱水したもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 当該水道施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの

(廃棄物の調査の義務の対象となる公共下水道及び流域下水道の要件)

第八条 法第十六条第一項第二号の環境省令で定める要件のうち公共下水道に係るものは、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 福島県又は栃木県に所在する公共下水道（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）

（平二四環省令三四・一部改正）

二 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道（当該公共下水道に係る終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）において当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却された汚泥等の堆積物が生ずるもの限り、事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）

2 法第十六条第一項第二号の環境省令で定める要件のうち流域下水道に係るものは、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 福島県又は栃木県に所在する流域下水道（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）

二 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する流域下水道（当該流域下水道に係る終末処理場において当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却された汚泥等の堆積物が生ずるもの限り、事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）

（廃棄物の調査の義務の対象となる工業用下水道施設の要件）
第九条 法第十六条第一項第三号の環境省令で定める要件は、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は新潟県（島しょ部を除く。）に所在する工業用下水道施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

（工業用下水道施設における廃棄物の調査の対象となる廃棄物）
第十条 法第十六条第一項第三号の環境省令で定めるものは、

汚泥等の堆積物のうち、次に掲げるものとする。

一 当該工業用下水道施設に係る脱水設備を用いて脱水したものの（次号に掲げるものを除く。）
二 当該工業用下水道施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの

（廃棄物の調査の義務の対象となる集落排水施設の要件）

第十一条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定める要件は、福島県に所在する集落排水施設（事故由来放射性物質に

よる汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

（平二四環省令三四・一部改正）

（集落排水施設における廃棄物の調査の対象となる廃棄物）

第十二条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定めるものは、汚泥等の堆積物のうち、次に掲げるものとする。

- 一 当該集落排水施設に係る脱水設備を用いて脱水したものの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 当該集落排水施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したものの

（廃棄物の調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

第十三条 法第十六条第二項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準）

第十四条 法第十七条第一項の環境省令で定める基準は、事故

由来放射性物質についての放射能濃度を第五条に規定する

方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウ

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

ム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であることとする。

（指定廃棄物保管基準）

第十五条 法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- イ 周囲に囲い（保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した揭示板が設けられていること。

(1) 指定廃棄物の保管の場所である旨

(2) 保管する指定廃棄物の種類（当該指定廃棄物に次に掲げる指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

（イ） 石綿が含まれている指定廃棄物（（ロ）に規定する指定廃石綿等を除く。）であつて環境大臣が定めるもの（以下「石綿含有指定廃棄物」という。）

（ロ） 廃石綿（指定廃棄物であるものに限る。）及び石綿が含まれ、又は付着している指定廃棄物であ

って、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの（以下「指定廃石綿等」という。）

（ハ） 腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物（以下「腐敗性指定廃棄物」という。）

（ニ） ばいじん（指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。）

（3） 緊急時における連絡先

（4） 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から指定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 容器に収納し、又はこん包する等必要な措置を講ずること。

ロ 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場

合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部

分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

三 指定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

四 指定廃棄物に雨水又は地下水が浸入しないように、指定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

五 保管の場所から悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

六 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

七 保管の場所には、指定廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

八 第一号ロ(2)(イ)、(ロ)及び(三)に規定する指定

廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、これらの指定廃棄物が当該指定廃棄物以外の指定廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

九 腐敗性指定廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

イ 腐敗性指定廃棄物から発生するガスを排除するため、ガス抜き口を設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

十 放射線障害防止のため、境界にさく若しくは標識を設ける等の方法によって保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにし、又は指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

十一 保管の場所の境界(保管の場所に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下「保管場所等境界」という。)において、指定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

十二 前号の規定による測定の記録を作成し、指定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

十三 指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合に

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該変更に係る指定廃棄物の種類（当該指定廃棄物に第一号ロ(2)に規定する指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ハ 変更前及び変更後の指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準）

第十六条 第十四条の規定は、法第十八条第一項の環境省令で定める基準について準用する。この場合において、第十四条中「第五条」とあるのは、「第二十条」と読み替えるものとする。

（指定の申請）

第十七条 法第十八条第一項の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

第十八条 法第十八条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該調査の対象とした廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

三 当該調査の対象とした廃棄物の種類及び数量

四 当該調査の対象とした廃棄物に係る試料の採取を行った年月日、当該試料の分析の結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査に関する事項

（平二四環省令三四・一部改正）

第十九条 法第十八条第二項の環境省令で定める書類は、当該調査の対象とした廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真とする。

（廃棄物の調査の方法）

第二十条 法第十八条第三項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 調査は、その対象とする廃棄物を、調査単位ごとに区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。

二 調査単位のすべてについて、十以上の試料（調査の対象とする廃棄物が次に掲げる廃棄物である場合にあつては、

四以上の試料)を採取すること。

イ 水道施設、公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場、工業用水道施設又は集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物

ロ 一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

三 調査単位ごとに、前号の規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。

四 前号の規定により混合された試料のすべてについて、環境大臣が定める方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

(平二四環省令三四・一部改正)

(立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(特定廃棄物処理基準)

第二十二条 法第二十条の環境省令で定める特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の基準は、次条から第二十六条までに定めるところによる。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法施行規則) 九／五六

(特定廃棄物収集運搬基準)

第二十三条 特定廃棄物(事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物(以下「基準適合特定廃棄物」という。)を除く。以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。)の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 収集又は運搬は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

ロ 特定廃棄物(特定廃棄物から生ずる汚水を含む。)が運搬車から飛散し、流出し、及び漏れ出さないように、特定廃棄物を容器に収納する等必要な措置を講ずること。

ハ 特定廃棄物に雨水が浸入しないように、特定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

ニ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ホ 特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよ

うに、他の物と区分すること。

二 特定廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

三 運搬車及び運搬に用いる容器は、特定廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

四 運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ 運搬車の車体の外側に次に掲げる事項を表示すること。

(1) 特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

(2) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称
ロ イ(1)及び(2)に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、イ(1)に掲げる事項については日本工業規格〔八三〇五〕に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、イ(2)に掲げる事項については日本工業規格〔八三〇五〕に規定する九十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示すること。

ハ 運搬車に、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める書面を備え付けておくこと。

(1) 国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者 その旨を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面(2)及び

(3)において「必要事項書面」という。)

(イ) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ロ) 収集又は運搬する特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に次号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(ハ) 収集又は運搬を開始した年月日

(ニ) 収集又は運搬する特定廃棄物を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先

(ホ) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
(ヘ) 事故時における応急の措置に関する事項

(2) 国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者(以下(2)において「一次受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者 その旨を証する書面、当該者が国と当該一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面及び必要事項書面

(3) 法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用

する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者であつて、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うもの 収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面、第十五条第十三号の規定による届出を行ったことを証する書面及び必要事項書面

二 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

ホ ハ(1)(へ)に規定する措置を講ずるための器具等を携行すること。

五 次に掲げる特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように区分して収集し、又は運搬すること。

イ 石綿が含まれている特定廃棄物(ロに規定する特定廃棄物等を除く。)であつて環境大臣が定めるもの(以下「石綿含有特定廃棄物」という。)

ロ 廃石綿(特定廃棄物であるものに限る。)及び石綿が含まれ、又は付着している特定廃棄物であつて、飛散す

るおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの(以下「特定廃石綿等」という。)

ハ ばいじん(特定廃棄物であるものに限る。以下「特定ばいじん」という。)

六 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が破碎することのないような方法により収集し、又は運搬すること。

七 次に掲げる事項の記録を作成し、収集又は運搬を終了した日から起算して五年間保存すること。

イ 収集又は運搬した特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

ロ 収集又は運搬した特定廃棄物ごとの収集又は運搬を開始した年月日及び終了した年月日、収集又は運搬の担当者(氏名、積載した場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号)

2 基準適合特定廃棄物の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号(ロ及びハを除く。)、第二号、第三号、第四号(ハ(1)(へ)、二及びホを除く。)及び第五号から第七号までの規定の例によること。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

二 基準適合特定廃棄物(基準適合特定廃棄物から生ずる汚水を含む。)が飛散し、流出し、及び漏れ出さないようにすること。

(平二四環省令三四・一部改正)

(特定廃棄物保管基準)

第二十四条 特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。
二 保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
と。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。
ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定廃棄物の保管の場所である旨

(2) 保管する特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に第二

十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物

又は腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物(以

下「石綿含有特定廃棄物等」という。)が含まれる場合は、その旨を含む。)

(3) 緊急時における連絡先

(4) 屋外において特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、前号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

三 特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、前号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質についてイの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

五 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止

までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 保管した特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

2 基準適合特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

二 保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

イ 屋外において容器を用いずに基準適合特定廃棄物を保管する場合にあつては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号ロに規定する高さを超えないようにすること。

ロ その他必要な措置
（平二四環省令三四・一部改正）

（特定廃棄物処分基準）

第二十五条 特定廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

三 特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。

イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で特定廃棄物を焼却できるものであること。
 - (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - (3) 燃焼室内において特定廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に特定廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
 - (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する特定廃棄物のみを焼却する焼却設備にあつては、この限りでない。
 - (6) ろ過式集じん方式の集じん器等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること。
- ロ 次の方法により焼却すること。
- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないようにすること。
 - (2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格JIS H 8004に

- 定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること。
 - (4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度が別表第一の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に掲げる濃度以下となるようにすること。
- ハ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量又は同項に規定するばい煙濃度（硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
- 四 特定廃棄物を破砕する場合には、破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破砕する等必要な措置を講ずること。
- 五 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。
- イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由

来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

六 処分に伴い生じた排水を放流する場合には、次によること。

イ 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

七 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

八 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分の用に供され

る施設の廃止までの間、保存すること。

イ 処分した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 処分した特定廃棄物ごとの処分を行った年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該処分の用に供する施設の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第三号ハ、第五号ロ、第六号ロ及び前号の規定による測定を含む。）
2 基準適合特定廃棄物の処分の基準は、前項各号（第四号を除く。）の規定の例によることとする。
（平二四環省令三四・一部改正）

第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七につ

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

いての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えるものと認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

- 一 埋立処分は、次のように行うこと。
- イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、特定廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ニ 放射線障害防止のため環境大臣が定める要件を備えた外周仕切設備が設けられ、かつ、公共の水域及び地下水と遮断されている場所において行うこと。
- ホ 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定廃棄物が分散しないように行うこと。
- 二 次のイからトまでに掲げる特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、当該イからトまでに定める措置を講ずること。
- イ 有機性の汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にした後コンクリート固型化を行うこと。
- ロ 汚泥（有機性の汚泥を除く。） 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

ハ 腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物（有機性の汚泥を除く。）又は廃油（タールピッチ類を除く。）焼却設備を用いて焼却すること。

二 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。）中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

ホ ゴムくず 最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

へ 特定ばいじん又は燃え殻 大気中に飛散しないように、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。

ト 特定廃石綿等 大気中に飛散しないように、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

三 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備（地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有

する管渠その他の集排水設備をいう。以下同じ。)により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に別表第三の上欄に掲げる項目(以下「地下水検査項目」という。)、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

(2) 埋立処分開始後、次の(イ)から(ハ)までに掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)から(ハ)までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、(イ)及び(ロ)に掲げる項目のうち、埋め立てる特定廃棄物の種類その他の事情に照らして最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

(イ) 地下水検査項目 一年に一回(1)ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上

(ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上

(ハ) 事故由来放射性物質 一月に一回以上

(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1)ただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。

(4) (3)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ イ(1)、(2)又は(4)の規定による地下水検査項目、ダイオキシン類及び事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ハ その他必要な措置

四 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。

五 次に掲げる事項の記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面(第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を

示す図面を含む。）を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

イ 埋め立てられた特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に

第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 埋め立てられた特定廃棄物ごとの埋立処分を行った

年月日

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を

引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受け

た担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係

る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車

登録番号又は車両番号

ニ 最終処分場の維持管理に当たって行った測定、点検、

検査その他の措置（第三号イの規定による水質検査、同

号ロの規定による措置及び前号の規定による測定を含

む。）

六 一日の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止の

ため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七 埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を

行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を

含む。）には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより

開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を

講ずること。

八 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

九 特定廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合に

は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

十 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこ

と。

2 特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄

物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同

じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号（二を除く。）、第四号及び第八号から第十号までの規定の例によること。

二 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場

所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

イ 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上あ

る場合にあつては、それらの層の合計の厚さとする。）

がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設

された場所において行うこと。

ロ 埋め立てる特定廃棄物に雨水その他の水が浸入した

場合に溶出する事故由来放射性物質の量を低減するた

め、あらかじめ、当該特定廃棄物を環境大臣が定める方

法により固型化すること。ただし、次の(1)から(4)まで

に掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該(1)から(4)までに定める措置を講じた後、当該方法により固型化すること。

(1) 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

(2) 廃油(タールピッチ類を除く。) 焼却設備を用いて焼却すること。

(3) 廃プラスチック類(石綿含有特定廃棄物を除く。) 中空の状態でないように、破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

(4) ゴムくず 破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

ハ ロの規定による措置が講じられた特定廃棄物が大気中に飛散しないように、あらかじめ、当該特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納すること。ただし、特定廃石綿等にあつては、耐水性の材料でこん包した後、損傷しにくい容器に収納すること。

ニ 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより、遮水の効力を有する土壌の層(以下「不透水性土壌層」という。)を敷設するとともに、特定廃棄物を埋め立てた後、環境大臣が定めるところにより、当該特定廃棄物の表面及び側面に不透水性土壌層を設けること。ただし、次に掲げる場合には、こ

の限りでない。

(1) 雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合

(2) 埋め立てる特定廃棄物を、放射能の減衰によつて当該特定廃棄物が基準適合特定廃棄物に該当することとなるまでの間当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するために必要な水密性、強度及び耐久力を有する鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納して埋め立てる場合

ホ 雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、ロからニまでの規定にかかわらず、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。

(イ) 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

(ロ) 前項第二号ハからトまでに掲げる特定廃棄物 当該ハからトまでに定める措置を講ずること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合には、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

（イ） 二(1)に掲げる場合 埋め立てる特定廃棄物の

一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

（ロ） 二(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 特定

廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌の層を敷設するとともに、埋め立てる特定廃棄物の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。

三 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において前項第二号イからトまでに掲げる特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、当該イからトまでに定める措置を講ずること。

四 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあつては、二に掲げる措置）を講ずること。

イ 次に掲げる設備（雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた埋立地において特定廃棄物を埋め立てる場合にあっては、(2)に掲げる設備を除く。）を設けるこ

と。

(1) 特定廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立地（区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。(4)において同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、特定廃棄物の投入のための開口部及び(2)に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。）

(2) 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（以下「保有水等集排水設備」という。）

(3) 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を適正に維持することができる浸出液処理設備

(4) 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備

ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1) 放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。

(2) 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の

濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。

(1) 別表第四の上欄に掲げる項目(3)に規定する項目を除く。)及びダイオキシン類について環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(2) 事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第四の備考4に規定する場合に限る。)について、環境大臣が定める方法により一月に一回(埋め立てる特定廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。

ニ 前項第三号イからハまでに掲げる措置を講ずること。

五 次に掲げる事項の記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面(第二十三条第一項第五号イからハまでに掲

げる特定廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を含む。)を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

イ 埋め立てられた特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

ロ 埋め立てられた特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 最終処分場の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置(第一号の規定によりその例によることとされる前項第四号の規定による測定、前号ハの規定による水質検査及び同号ニの規定による措置(同項第三号イ及びロに係るものに限る。))を含む。)

六 一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。

イ 放射線障害防止のため、特定廃棄物の表面を土壌で覆う等必要な措置を講ずること。

ロ 第二号ニ本文又は同号ホ(2)に規定する措置を講ずる

場合には、特定廃棄物の表面に不透水性土壌層を設ける

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

までの間、当該特定廃棄物に雨水が浸入しないように、その表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

七 埋立処分を終了する場合(埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。)には、次によること。

- イ 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水と遮断されている場所にあつては、環境大臣が定める要件を備えた覆いにより閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。
- ロ 第二号二本文又は同号ホ(2)に規定する措置を講じた場合にあつては、イ本文に規定する覆いに雨水を有効に排水できる勾配を付する等雨水が浸入することによる当該不浸透性土壌層の流出を防止するために必要な措置を講ずること。

3 基準適合特定廃棄物(次項各号列記以外の部分に規定する基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

- 一 第一項第一号(二を除く。)、第三号、第四号及び第八号から第十号まで並びに前項第四号(二に係る部分を除く。)及び第七号(ロを除く。)の規定の例によること。

二 次のイ及びロに掲げる基準適合特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、当該イ及びロに定める措置を講ずること。

- イ 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。
- ロ 第一項第二号ハからトまでに掲げる特定廃棄物(基準適合特定廃棄物であるものに限る。) 当該ハからトまでに定める措置を講ずること。

三 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において基準適合特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

- イ 前項第二号イの規定の例によること。
- ロ 埋め立てる基準適合特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。
- ハ 特定ばいじん(基準適合特定廃棄物であるものに限る。)の埋立処分を行う場合には、当該特定ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

四 次に掲げる事項の記録及び基準適合特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面(第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物(基準適合特定廃棄物であるものに限る。)を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を含む。)を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、

保存すること。

イ 埋め立てられた基準適合特定廃棄物の種類（当該基準適合特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物（基準適合特定廃棄物であるものに限る。）が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 埋め立てられた基準適合特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

ハ 引渡しを受けた基準適合特定廃棄物に係る当該基準適合特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該基準適合特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 最終処分場の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第一項第三号イ及び前項第四号ハの規定による水質検査、第一号の規定によりその例によることとされる第一項第三号ロの規定による措置、第一号の規定によりその例によることとされる同項第四号の規定による測定を含む。）

4 基準適合特定廃棄物（公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法施行規則）

一三三／五六

の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 第一項第一号（ニを除く。）、第二号、第四号及び第八号から第十号まで並びに第二項第七号（ロを除く。）の規定の例によること。

二 浸透水（基準適合特定廃棄物の層を通過した雨水等を含む。以下この号において同じ。）による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。ただし、第二項第四号イからニまでに掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において基準適合特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあつては、同号ニに掲げる措置）を講ずる場合には、この限りでない。

イ 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に地下水検査項目及び事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、次の（イ）及び（ロ）に掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該（イ）及び（ロ）に定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、（イ）に掲げる項目のうち、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかなものにつ

いては、この限りでない。

(イ) 地下水検査項目 一年に一回以上

(ロ) 事故由来放射性物質 一月に一回以上

ロ イの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ハ 水質検査に用いる浸透水を埋立地から採取することができる設備により採取された浸透水の水質検査を、次の(1)から(3)までに掲げる項目について、環境大臣が定める方法により当該(1)から(3)までに定める頻度で行い、かつ、記録すること。

(1) 地下水検査項目 一年に一回以上

(2) 事故由来放射性物質 一月に一回以上

(3) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回（埋立てが終了した埋立地においては、三月に一回）以上

ニ 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への基準適合特定廃棄物の搬入及び埋立処分中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(1) 地下水検査項目に係る水質検査の結果、当該浸透水

が地下水検査項目のいずれかについて当該地下水検査項目に係る別表第三下欄に掲げる基準に適合していな

いとき。

(2) 事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められるとき。

(3) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質検査の結果、当該浸透水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は当該浸透水の化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。

ホ その他必要な措置

三 次に掲げる事項の記録及び基準適合特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面（第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物（基準適合特定廃棄物であるものに限る。）を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を含む。）を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

イ 埋め立てられた基準適合特定廃棄物の種類（当該基準適合特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物（基準適合特定廃棄物であるものに限る。）が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 埋め立てられた基準適合特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

ハ 引渡しを受けた基準適合特定廃棄物に係る当該基準適合特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該基準適合特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 最終処分場の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第一項第四号の規定による測定並びに前号イ及びハの規定による水質検査並びに同号ロ及びニの規定による措置（第二号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定により講ずる第二項第四号ハの規定による水質検査及び同号ニの規定による措置（第一項第三号イ及びロに係るものに限る。）を含む。）

5 特定廃棄物の海洋投入処分の基準は、特定廃棄物の海洋投入処分を行つてはならないこととする。

（平二四環省令三四・一部改正）

（事故由来放射性物質によつて汚染された物から除かれる物）

第二十七条 法第二十二條の環境省令で定める物は、次のとおりとする。

一 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三

十條の十四又は第三十條の十四の二第一項の規定に基づ

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

き廃棄される同令第三十條の十一第一項に規定する医療用放射性汚染物

二 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二條第一項第五号又は同條第二項の規定に基づき廃棄される同條第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物

三 放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二條第五項又は第三條第一項（同令第十五條の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき廃棄される同令第一條第四号に規定する放射性物質等

四 獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十條又は第十條の二第一項の規定に基づき廃棄される同令第六條の十第一項に規定する獣医療用放射性汚染物

（特定一般廃棄物）

第二十八條 法第二十三條第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

二 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施

設から生じたもの

- ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

三 稲わらが廃棄物となったもの(岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。)

四 堆肥が廃棄物となったもの(岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。)

五 前各号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

(平二四環省令三四・一部改正)

(特定一般廃棄物処理基準)

第二十九条 法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

- 一 特定一般廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定一般廃棄物の保管を行う場合には、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。
- イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
- ロ 特定一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨を表示したものであること。

二 特定一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)に当たっては、次によること。

イ 特定一般廃棄物の焼却、熔融、熱分解及び焼成を行う場合には、ろ過式集じん方式の集じん器等当該処分に伴い生じた排ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている設備を用いて行うこと。

ロ 特定一般廃棄物の保管を行う場合には、前号の規定の例によること。

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) 特定一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2) 埋立地のうちの厚さ(敷設された土壌の層が二以上ある場合にあつては、それらの層の合計の厚さとする。)がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定一般廃棄物が分散しないように行うこと。

ロ 熱しやく減量十五パーセント以下に焼却した一般廃棄物(特定一般廃棄物であるものに限る。)の埋立処分を行う場合には、当該一般廃棄物の一層の厚さは、おお

むね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ハ ばいじん（特定一般廃棄物であるものに限り。）の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんが雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

ニ 次に掲げる場合には、イ(2)、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。

(1) 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合

(2) 水面埋立処分を行う埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けたものにおいて埋立処分を行う場合（(1)に掲げる場合を除く。）

（特定産業廃棄物）

第三十条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- 二 水道施設から生じた第七条に規定する廃棄物（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する水道施設から生じたもの

ロ 宮城県、栃木県又は群馬県に所在する水道施設から生じたものであって、当該施設に係る天日乾燥設備を用いて乾燥したもの

三 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り。）

ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備（流動床式焼却設備を除く。）を用いて焼却したもの（ばいじんに限る。）に限り、イに掲げるものを除く。）

ハ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る脱水設備を用いて脱水したものに限り、イに掲げるものを除く。）

四 福島県又は栃木県に所在する工業用下水道施設から生じた第十条に規定する廃棄物

五 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじ

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

ん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、

埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

六 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）

七 前各号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

（平二四環省令三四・一部改正）

（特定産業廃棄物処理基準）

第三十一条 法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一 特定産業廃棄物の収集又は運搬に当たり当該特定産業廃棄物の保管を行う場合には、第二十九条第一号の規定の例によること。

二 特定産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）に当たっては、第二十九条第二号イ及びロの規定の例によること。

三 特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること。

ロ 特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号ヲ本文に規定する場合を除く。）には、当該産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ハ ばいじん（特定産業廃棄物であるもの限り、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動床式焼却設備から生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、第二十九条第三号ハの規定の例によること。

二 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。

- (1) 第二十九条第三号ニ(1)の環境大臣が定める要件に該当する特定産業廃棄物のみを埋立処分を行う場合
- (2) 第二十九条第三号ニ(2)に掲げる場合（(1)に掲げる場合を除く。）
- (3) 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において埋立処分を行う場合（(1)に掲げる場合を除く。）

四 特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと

と。

(平二四環省令三四・一部改正)

(特定一般廃棄物処理施設)

第三十二条 法第二十四条第一項の環境省令で定める要件は、

次のいずれかに該当することとする。

- 一 特定一般廃棄物の処分用に供される一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設であつて、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在するもの(環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。)であること。
- 三 一般廃棄物の最終処分場であつて特定一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)

第三十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一

般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設にあつては、次によること。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法施行規則)

二一九 / 五六

イ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。

- (1) 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

- (2) 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第五号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ロ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

- (1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。
- (2) 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号ロの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条

ハ 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条

第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

- (1) 処分した特定一般廃棄物の種類及び数量
- (2) 処分した特定一般廃棄物ごとの処分を行った年月日

(3) 処分した特定一般廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イ(2)、ロ(2)及びハの規定による測定

二 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

ロ 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

- (1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

二 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定一般廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定一般廃棄物の種類（当該特定一般廃棄物に第二十九条第三号ハ又は二(1)に規定する特定一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2) 埋め立てられた特定一般廃棄物ごとの埋立処分を行つた年月日

(3) イ及びホの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハの規定による措置

(特定産業廃棄物処理施設)

第三十四条 法第二十四条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、特定産業廃棄物の処分の用に供されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（第三十二条第二号の環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

三 産業廃棄物の最終処分場であつて特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

(特定産業廃棄物処理施設維持管理基準)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法施行規則) 三二 / 五六

第三十五条 法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物処理令第七条第一号に掲げる施設にあつては、次によること。

イ 第三十三条第一号ロ及びハの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

(1) 処分した特定産業廃棄物の種類及び数量

(2) 処分した特定産業廃棄物ごとの処分を行つた年月日

(3) 処分した特定産業廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第一号ロ(2)及びハの規定による測定

二 廃棄物処理令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設にあつては、第三十三条第一号イからニまでの規定の例によること。

三 廃棄物処理令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イからハまでの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立

てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行つた年月日

- (3) イの規定によりその例によることとされる第三十条第二号イの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査及びイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

四 廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

- イ 第三十三条第二号イの規定の例によること。
- ロ 浸透水（特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。ニにおいて同じ。）による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。
- (1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

- (2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ニ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年／総理府／厚生省／令第一号）第二条第一項第三号ハに規定する採取設備により採取された浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ ニの規定による測定の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

- (3) イの規定によりその例によることとされる第二十条第二号イの規定及びニの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハ及びホの規定による措置
- 五 廃棄物処理令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。

イ 第三十三条第二号イからホまでの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハ又はニ(1)に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
- (3) イの規定によりその例によることとされる第二十条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定による

りその例によることとされる同号ロの規定による水質検査並びにイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

（除染特別地域の指定の公告等）

第三十六条 法第二十五条第四項の規定による公告は、除染特別地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2 法第二十五条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に除染特別地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

- 一 除染特別地域の区域
- 二 除染特別地域を指定した年月日

（身分を示す証明書）

第三十七条 法第二十七条第五項の証明書の様式は、様式第五号のとおりとする。

（特別地域内除染実施計画に係る軽微な変更）

第三十八条 法第二十九条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更
- 二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

- 三 土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの
- 四 着手予定時期及び完了予定時期の変更

(特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の内容の掲載事項)

第三十九条 法第三十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地
- 二 土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先
- 三 土壌等の除染等の措置の実施予定月
- 四 その他必要な事項

(関係人の意見提出の手續)

第四十条 法第三十条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 意見の内容

(除去土壌等の保管の台帳)

第四十一条 法第三十一条第三項の台帳は、帳簿及び図面をも

つて作成するものとする。

2 前項の帳簿は、除去土壌等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第七号のとおりとする。

- 一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - 二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - 三 保管を行う土地の所在地
 - 四 保管を開始した年月日
 - 五 保管を終了した年月日
 - 六 除去土壌等の種類及び数量
 - 七 保管開始前及び開始後における放射線の量
 - 八 保管終了時点における放射線の量
 - 九 運搬年月日
 - 十 運搬先
 - 十一 運搬を行う者の氏名又は名称
 - 十二 運搬を行う除去土壌等の種類
 - 十三 運搬を行う除去土壌等の数量
- 3 第一項の図面は、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面とする。
- 4 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、環境大臣は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- 5 環境大臣は、法第三十一条第三項の規定による台帳を、当該除去土壌等の保管が終了した日から十年間保存しなければ

ばならない。

(汚染状況重点調査地域の指定の公告等)

第四十二条 法第三十二条第四項の規定による公告は、汚染状況重点調査地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2 法第三十二条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染状況重点調査地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

- 一 汚染状況重点調査地域の区域
- 二 汚染状況重点調査地域を指定した年月日

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定方法)

第四十三条 法第三十四条第一項の規定による調査測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとする。
- 二 放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと。
- 三 放射線の量の測定は、地表五十センチメートルからメートルの高さで行うこと。
- 四 毎年一回以上定期的に放射線測定器の較正を行うこと。

(身分を示す証明書)

第四十四条 法第三十四条第五項の証明書の様式は、様式第八号のとおりとする。

(通知)

第四十五条 法第三十五条第三項の規定により、除染等の措置等を実施することとなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、その通知の内容について、当該除染等の措置等を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に対し、通知するものとする。

(除染実施計画において定める事項)

第四十六条 法第三十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 除染実施計画において配慮すべき事項
- 二 その他計画に必要な事項

(除染実施計画の公告の方法)

第四十七条 法第三十六条第五項の規定による公告は、除染実

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

2 法第三十六条第五項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 法第三十六条第五項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(除染実施計画の軽微な変更)

第四十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更
- 二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更
- 三 土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの
- 四 法第三十五条第三項の規定に基づく合意により除染等の措置等を実施する者が変更される場合であつて軽微なもの
- 五 着手予定時期及び完了予定時期の変更

(除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の内容の掲載事項)

第四十九条 法第三十八条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地
- 二 土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

- 三 土壌等の除染等の措置の実施予定月
- 四 その他必要な事項

(関係人の意見提出の手續)

第五十条 法第三十八条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 意見の内容

(報告の方法)

第五十一条 都道府県知事等は、法第三十八条第八項の規定により、法の施行のために必要な限度において、書面により、除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施する者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(除染実施者による届出)

第五十二条 法第三十九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第九号による届出書を都道府県知事等に提出することにより行うものとする。

- 一 土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

- 二 保管を開始した年月日
- 三 除去土壌等の種類及び数量
- 四 保管開始前及び開始後における放射線の量
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、除去土壌等の保管場所を明らかにした
図面を添付するものとする。

(除去土壌等の保管の台帳)

第五十三条 法第三十九条第五項の台帳は、帳簿及び図面をも
つて作成するものとする。

2 前項の帳簿は、除去土壌等の保管につき、少なくとも次に
掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第十号の
とおりとする。

- 一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 保管を行う土地の所在地
- 四 保管を開始した年月日
- 五 保管を終了した年月日
- 六 除去土壌等の種類及び数量
- 七 保管開始前及び開始後における放射線の量
- 八 保管終了時点における放射線の量
- 九 運搬年月日

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法施行規則) 三七 / 五六

十 運搬先

- 十一 運搬を行う者の氏名又は名称
- 十二 運搬を行う除去土壌等の種類
- 十三 運搬を行う除去土壌等の数量

3 第一項の図面は、除去土壌等の保管場所を明らかにした図
面とする。

4 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県
知事等は、速やかにこれを訂正しなければならない。

5 都道府県知事等は、法第三十九条第五項の規定による台帳
を当該除去土壌等の保管が終了した日から十年間保存しな
ければならない。

(土壌等の除染等の措置の基準)

第五十四条 法第四十条第一項の環境省令で定める基準は、次
のとおりとする。

一 土壌等の除染等の措置に当たっては、次によること。

イ 工作物及び道路の除染等の措置

- (1) 洗浄
- (2) 草刈り又は汚泥、落葉等の除去
- (3) 表面の削り取り
- (4) (1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から
(3)までと同等以上の効果があるものと認められるも
の

ロ 土壤の除染等の措置

- (1) 表土の削り取り
- (2) 土壤により覆うこと（表土と表土の下層にある土壤の入換えを含む。）
- (3) 深耕
- (4) (1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ハ 草木の除染等の措置

- (1) 草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。）
- (2) 下草、落葉又は落枝の除去
- (3) 立木の枝打ち又は伐採
- (4) (1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ニ その他の除染等の措置（イからハまでに掲げるものを除く。）

- (1) 堆積物等の除去
 - (2) (1)のほか、除染等の措置として(1)と同等以上の効果があるものと認められるもの
- 二 土壤等の除染等の措置の実施の前後に放射線の量を測定すること。ただし、事故由来放射性物質についての放射能濃度を測定することを妨げない。

三 土壤等の除染等の措置に当たっては、除去土壤等が飛散し、及び流出しないようにすること。

四 土壤等の除染等の措置に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

五 除去土壤等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

六 除去土壤等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

七 土壤等の除染等の措置を実施した土地、除去土壤等の種類及び数量、措置を開始した年月日及び終了した年月日、その他除染等の措置に関する情報の記録を作成し、措置を終了した日から起算して五年間保存すること。

（除去土壤等の発生の抑制）

第五十五条 前条の土壤等の除染等の措置の実施に当たっては、その実施者は、除去土壤等の発生の抑制に努めること。

（農用地における生産再開への配慮）

第五十六条 農用地における土壤等の除染等の措置の実施に当たっては、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮すること。

(除去土壌収集運搬基準)

第五十七条 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土

壌の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十三条(第一項第四号ハ、第五号及び第六号並びに第二項を除く。)の規定の例によること。

二 運搬車を用いて除去土壌の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書面を備え付けておくこと。

イ 国、都道府県、市町村、法第三十五条第一項第四号の

環境省令で定める者又は同条第三項に定める土地等の

所有者等(以下「国等」という。)及びこれらの者の委託を受けて除去土壌の収集又は運搬を行う者(ロにおいて「一次収集運搬受託者」という。)

その旨を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面(ロにおいて

「必要事項書面」という。)

(1) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 収集又は運搬する除去土壌の数量

(3) 収集又は運搬を開始した年月日

(4) 収集又は運搬する除去土壌を積載した場所及び運

搬先の場所の名称、所在地及び連絡先

(5) 除去土壌を取り扱う際に注意すべき事項

(6) 事故時における応急の措置に関する事項

ロ 国等と一次収集運搬受託者との間の委託契約に係る

契約書に一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されている者

その旨を証する書面、当該者が一次収集運搬受託者又は当該契約書にその氏名若しくは名称が記載されている

他の者から委託を受けていることを証する書面及び必

要事項書面

(平二七環省令二・一部改正)

(除去土壌保管基準)

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の

基準は、次のとおりとする。

一 除去土壌の一時的な保管(以下この条において単に「保管」という。)に当たっては、第十五条(第一号、第六号、

第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。)

の規定の例によること。

二 保管は、周囲に囲い(保管する除去土壌の荷重が直接当

該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対

して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられてい

る場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施

区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じ

た除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地

において保管する場合は、この限りでない。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

三 保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壌の保管の場所である旨

(2) 緊急時における連絡先

(3) 屋外において除去土壌を容器を用いずに保管する

場合にあつては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最も

高のもの

四 除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができるところから採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、除去土壌の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、除去土壌の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した除去土壌の量

ロ 保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定

による委託の基準は、次のとおりとする。

一 委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬若しくは保管（以下この条及び第六十三条において「除去土壌収集等」という。）を行う者（以下この条において「受託者」という。）が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三

第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に

違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百

四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二

百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力

行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(1) 大気汚染防止法

(2) 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）

(5) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

(6) 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

(7) 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

(8) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

(9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

（平成四年法律第百八号）

(10) ダイオキシン類対策特別措置法

(11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に

関する特別措置法（平成十二年法律第六十五号）

(12) 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

ニ 廃棄物処理法第七条の四第一項若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項若しくは第二項（これらの

規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合

を含む。）、「浄化槽法第四十一条第二項又は土壌汚染対

策法第二十五条の規定により許可を取り消され、その取

消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、浄化槽法第四十一条第二項又は土壌汚染対策法第二十五条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第七条の二第三項（廃棄物処理法第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の

届出、浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は土壌汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壌（同法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）の処理の事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は土壌汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壌の処理の事業の全部の廃止の届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは次に掲げるものの代表者である使用人（以下「特定使用人」という。）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の特定使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

- (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分若しくは再生又は汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二十六条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- 又 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 三 受託者が、いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しない者であること。
- 四 受託者が次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務を実施する者であること。

- イ 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を行う者
- ロ 国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者の委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者
- 五 受託者が、除去土壌が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- 六 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る除去土壌について十分な知識等を有する者であること。
- 七 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、必要な書面が添付されていること。
- イ 委託する土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の内容
- ロ 除去土壌を収集又は運搬する場合にあっては、その数量

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

ハ 除去土壌の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ニ その他必要な事項

八 国等から土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託を受けた者（以下この号から第十号までにおいて「一次除染等受託者」という。）が受託業務を委託する場合は、一次除染等受託者が次に掲げる事項を記載した書面を国等に提出し、当該委託についてあらかじめ国等の書面による承諾を受けていること。国等に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

イ 当該一次除染等受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次除染等受託者との間の委託契約の後のすべての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

ロ 当該者が行う土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の内容

ハ 当該者が第一号から第五号までに掲げる基準に適合する者であること

九 次のイ及びロに掲げる書面は、それぞれ当該イ及びロに定める日から五年間保存すること。

イ 第七号に規定する委託契約書及び書面 その委託契約の終了の日

ロ 前号に規定する書面 国等と一次除染等受託者との間の委託契約の終了の日

十 国等と一次除染等受託者との間の委託契約には、一次除染等受託者又は第八号の規定により国等の書面による承諾を受けた者が第一号から第五号までに定める基準に適合しなくなったとき及び一次除染等受託者が第八号の承諾を受けずに受託業務を委託したときは、国等において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

（平二四環省令七・平二五環省令一・平二五環省令二・平二七環省令二・一部改正）

（土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管の基準）

第六十条 法第四十一条第四項の環境省令で定める除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第三号、第五号、第六号及び第八号並びに第二十四条第一項第二号（イを除く。）及び第四号ただし書並びに第二項第二号の規定の例によること。

二 当該廃棄物であって、腐敗し、又はそのおそれのあるものの保管を行う場合には、第十五条第九号イ及びロの規定の例によること。

- 三 第一号の規定によりその例によることとされる第二十条第一項第四号ただし書の規定による測定の記録を作成し、当該廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

(代行の要請を行うことができる者)

第六十条の二 法第四十二条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者
- 二 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等
(平二七環省令二・追加)

(特定廃棄物の焼却を行うことができる者)

第六十一条 法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者(以下この号において「焼却受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であつて、次のいずれにも該当するもの
 - イ 焼却受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。
- ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当し

ないこと。

ハ 自ら焼却受託者から委託を受ける業務を実施すること。

二 国と焼却受託者との間の委託契約に係る契約書に、焼却受託者が特定廃棄物の焼却を委託しようとする者として記載されていること。

二 都道府県(その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者(次のいずれにも該当するものに限る。))を含む。)

イ 都道府県から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら都道府県から委託を受ける業務を実施すること。

三 市町村(その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者(次のいずれにも該当するものに限る。))を含む。)

イ 市町村から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら市町村から委託を受ける業務を実施すること。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者(以下この号において「処理受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの。
 - イ 処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。
 - ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。
 - ニ 国と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を委託しようとする者として記載されていること。
 - 三 都道府県(その委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者(前条第二号イからハまでに該当するものに限る。))を含む。
 - 四 市町村(その委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者(前条第三号イからハまでに

該当するものに限る。)を含む。)

四 法第十七条第二項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定廃棄物の保管を行う者であつて、第十五条第十三号の規定による届出を行ったもの(当該届出書に記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。)

(除去土壌収集等を業として行うことができる者)

第六十三条 法第四十八条第二項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国等から除去土壌収集等の委託を受けた者(以下この号において「一次収集等受託者」という。)の受託業務に係る委託を受けた者(当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国等と一次収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者(委託を受けた者に限る。))を含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの。
 - イ 除去土壌収集等に係る業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
 - ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

二 次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務を実施すること。

(1) 国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者から委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項の中間貯蔵を行うために必要な施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

(2) 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等を行う者

ホ 国等と一次収集等受託者との間の委託契約に係る契約書に、一次収集等受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されていること。

二 法第三十五条第三項の規定により除去土壌収集等を実施する者（その委託を受けて除去土壌収集等を業として行う者（前号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）
(平二七環省令二・一部改正)

(身分を示す証明書)

第六十四条 法第五十条第六項の証明書の様式は、様式第十一号のとおりとする。

(措置命令書の記載事項)

第六十五条 法第五十一条第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき措置の内容
- 二 命令の年月日
- 三 命令を行う理由

(権限の委任)

第六十六条 この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。

- 一 第六条の規定による確認
- 二 第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の規定による確認
- 三 第九条の規定による確認
- 四 第十一条の規定による確認
- 五 第十五条第十三号の規定による届出の受理
- 六 第三十二条第二号の規定による確認
- 七 第三十四条第二号の規定による確認

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十四年一月一日）から施行する。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

(特定廃棄物の焼却に伴い生ずる排ガス中のダイオキシン類の濃度限度に係る特例)

第二条 平成九年十二月一日前に設置された廃棄物焼却炉(平成九年十二月一日前に設置の工事が着手されたものを含み、火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二百キログラム以上のものに限る。)において特定廃棄物を焼却する場合における第二十五条第一項第三号ロ(4)の規定の適用については、当分の間、同号ロ(4)中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

(特定産業廃棄物処理基準の特例)

第三条 次条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。)第七条の九第一項に規定する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合(第三十一条第三号ニ(1)から(3)までに掲げる場合を除く。)には、同号イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、第三十一条第三号ロ及び同号ハの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号ハの基準は、適用しない。

(埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置の特例)

第四条 廃棄物処理規則第一条の七の五及び第七条の九第一項の規定の適用については、当分の間、廃棄物処理規則第一

条の七の五中「一般廃棄物」とあるのは「一般廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第二十三条第一項に規定する特定一般廃棄物に該当するものを除く。)」と、廃棄物処理規則第七条の九第一項中「産業廃棄物のみ」とあるのは「産業廃棄物(放射性物質汚染対処特措法第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物(事故由来放射性物質(放射性物質汚染対処特措法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。)による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。)に該当するものを除く。)のみ」とする。

(委託契約に含まれるべき事項の特例)

第五条 廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。)」とする。

(産業廃棄物管理票等に関する規定の特例)

第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八条の二十一第一項、第八条の三十一の二、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。

附則別表(附則第二条関係)

一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの	1 kg/日
一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの	5 kg/日
一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの	10 kg/日

附則 (平成二四年三月三〇日環境省令第七号)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二四年四月一三日環境省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年九月一四日環境省令第二六号)

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附則 (平成二四年一月九日環境省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条から第四条までの規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法

施行規則第二十八条第二号及び第三号並びに第三十条第二号から第五号までに規定する廃棄物であつて、平成二十三年十二月三十一日以前に生じたものについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第二十三条第一項及び第二項に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物とみなして放射性物質汚染対処特措法第二十三条及び第二十四条の規定を適用する。

第三条 前条に規定するもののほか、この省令の施行前に処分

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

されたこの省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条に規定する廃棄物についての放射性物質汚染対処特措法第二十四条の規定による処理施設等の維持管理の基準については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年一月一〇日環境省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年一月二九日環境省令第二号)
この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月三十日)から施行する。

附則 (平成二五年二月二一日環境省令第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。
(特定廃棄物の埋立処分の場合に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に存する特定廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特

定廃棄物をいう。)の埋立処分の基準については、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の一・四―ジオキサンの中「一〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

附則 (平成二七年一月三〇日環境省令第二号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前にした平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十条第二項の規定による委託又は同法第四十一条第二項の規定による除去土壌の収集、運搬若しくは保管に係る委託については、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一(第二十五条関係)

の	一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの	$0.1 \mu\text{g}/\text{h}^3$
の	一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの	$1 \mu\text{g}/\text{h}^3$
の	一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの	$5 \mu\text{g}/\text{h}^3$

別表第二(第二十五条、第二十六条、第二十三条及び第二十五条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
事故由来放射 性物質の 種類	事業場の周辺 の大気中の濃 度限度	事業場及び最終処分場の 周辺の公共の水域の水中 の濃度限度
セシウム百 三十四	二十ベクレル 毎立方メートル	六十ベクレル毎リットル
セシウム百 三十七	三十ベクレル 毎立方メートル	九十ベクレル毎リットル

別表第三(第二十六条関係)

(平二五環省令三・一部改正)

銀	アルキル水	検出されないこと。
---	-------	-----------

総水銀	一リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
カドミウム	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
砒素	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
一・二・ジク	一リットルにつき 0.004 ミリグラム

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則) 五一／五六

ロロエタン	以下
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	以下
一・三―ジクロロプロペン	以下
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
チオベンカ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下

ルブ	下
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
備考	「検出されないこと。」とは、第二十六条第一項第三号イ(1)又は同条第四項第二号イ(1)若しくはハの環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第四（第二十六条関係）

（平二五環省令三・一部改正）

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇五ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミ

有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名P2C）に限る。）	リグラム以下 一リットルにつき一ミリグラム以下
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリ

一・二―ジクロロエタン	リグラム以下 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

	一・四―ジオキサン	一ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下	（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	
水素イオン濃度 （水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六	

生物化学的酸素要求量	以下 五・〇以上九・〇以下
化学的酸素要求量	一リットルにつき六〇ミリグラム以下
浮遊物質	一リットルにつき九〇ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
（鉱油類含有量）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	一リットルにつき三〇ミリグラム以下
（動植物油脂類含有量）	
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下

溶解性マンガ含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇）ミリグラム以下
燐含有量	一リットルにつき一六（日間平均八）ミリグラム以下
備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植</p>

物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。

- 様式第一号 略
- 様式第二号 略
- 様式第三号 略
- 様式第四号 略
- 様式第五号 略
- 様式第六号 略
- 様式第七号 略
- 様式第八号 略

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則) 五六／五六

様式第九号 略

様式第十号 略

様式第十一号 略

平成 23 年 8 月 23 日
衆議院環境委員会

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件

政府は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づき放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二 国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三 この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、感受性の強い子供の健康に特に配慮すること。

四 この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとする。

五 この法律に基づき放射性廃棄物や除染により発生した除染土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。

六 国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。

七 国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。

八 海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。

九 今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処の必要性については、国際社会への説明責任を果たすこと。

十 この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。

右決議する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案に対する附帯決議

平成二十三年八月二十六日
参議院環境委員会

環境大臣が防災担当大臣、後に法務大臣を兼務するという体制は当初から震災への迅速な対応に支障を来すことが懸念されていた。政府は、東日本大震災の発生以後、災害廃棄物を必ずしも迅速に処理できず、復旧・復興の足かせとなったことは否めない。

本来、本法については、政府がその責任において閣法として国会へ提出すべきであるところを、立法府が事態の重要性と機動的な対策の必要性から、衆議院の与野党の議員が中心となって国会へ提出した経緯を認識すべきである。

よって、政府は、本法を施行するに当たっては、各省庁が連携して、地方公共団体の協力を得て、十分な予算措置を行うとともに、長期的な視点に立った責任ある対応を図るため、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づき放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二、国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三、この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、放射線の影響を受けやすいとされる妊婦及び子供の特性に十分に配慮するとともに、乳幼児、児童、生徒、学生などの心身の健康・発達への影響を認識した上、汚染土壌の除去など園舎・校舎・校庭等の空間線量率の低減措置を進めること。

四、この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとする。

五、放射性廃棄物やこの法律に基づく除染により発生した除去土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。

六、国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。

七、国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。また、地方公共団体等は、その職員等の放射線量管理等に係る仕組みの検討を行うこと。

八、国は、海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。

九、今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処と進捗については、国民への速やかな情報公開を旨とし、同時に国際社会に向けての説明責任をも果たすこと。

十、この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染等の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。

十一、立入りの制限が行われる程度に著しい汚染が生じている地域において、除染の完了までの間の汚染地域住民の生活再建の仕組みを今後、検討すること。

十二、除染の対象となる地域については、国と地方公共団体等が協力して、自然エネルギー施策等、除染後の土地利用に関する計画を検討すること。

右決議する。

○福島復興再生特別措置法（抄）

（平成二十四年三月三十一日）

（法律第二十五号）

第百八十回通常国会

野田内閣

改正 平成二十四年 三月三十一日法律第一三三号

（同二十四年 三月三十一日同 第二五号）

同 二十四年 三月三十一日同 第二五号

同 二十四年 六月二十七日同 第四七号

同 二五年 五月一日同 第一二号

同 二五年 六月二一日同 第五四号

同 二六年 三月三十一日同 第六号

同 二六年 四月一八日同 第二二号

同 二六年 四月二五日同 第三〇号

同 二七年 五月 七日同 第二〇号

同 二七年 五月二九日同 第三一号

同 二七年 七月一〇日同 第五五号

同 二七年 七月一五日同 第五六号

同 二八年 五月二〇日同 第四七号

同 二九年 五月十九日同 第三十二

福島復興再生特別措置法をここに公布する。

福島復興再生特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
- 第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
 - 第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措

置

- 第一款 避難解除等区域復興再生計画（第七条）
- 第二款 土地改良法等の特例等（第八条—第十七条）
- 第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置
- 第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二—第十七条の六）
- 第二款 土地改良法等の特例等（第十七条の七—第十七条の十七）
- 第一節の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条—第二十六条）
- 第二節 住民の帰還の促進を図るための措置
 - 第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条—第三十一条）
 - 第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）
 - 第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十三条—第三十五条）
 - 第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条—第三十八条）
- 第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置
 - 第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条—第四十四条）
 - 第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第四十五条—第四十八条）
- 第四節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員 の派遣等（第四十八条の二—第四十八条の十三）
- 第五節 帰還環境整備推進法人（第四十八条の十四—第四十八 条の十八）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して

暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

(第四十九条―第六十条)

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別

の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第六十

一条―第七十三条)

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第七十四

条・第七十五条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第七

十六条―第八十条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

(第八十一条―第八十九条)

第七章 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必

要な措置(第九十条―第九十九条)

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会(第一百条)

第九章 雑則(第一百一条―第一百五十五条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島

の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆(きずな)の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 原子力災害からの福島復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。
- 4 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。
- 5 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の

健康への影響、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

(定義)

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 福島 福島県の区域をいう。
- 二 原子力発電所の事故 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。
- 三 原子力災害 原子力発電所の事故による災害をいう。
- 四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となつた区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。
- イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこ

との指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うこと
との指示

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うこと
の指示

ニ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うこと
の指示

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となつている区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 三 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復

- 興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項
- 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
 - 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
 - 六 第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
 - 七 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
 - 八 第八十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項
 - 九 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。第三十二条第一項第二号において同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、福島復興及び再生に關し必要な事項
 - 三 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 四 福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 五 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

- 六 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。
- 七 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。

（福島県知事の提案）

- 第六条 福島県知事は、福島復興及び再生に関する施策の推進に關して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。

- 2 福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければならない。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定）

- 第十七条の二 特定避難指示区域市町村（現に避難指示であつて第四条第四号に掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となっている区域（以

下この項及び第九十三条において「特定避難指示区域」という。）をその区域を含む市町村をいう。以下同じ。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二条第三項に規定する土壌等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興庁令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。）を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。
三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

2 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第五号から第八号までに掲げる事項にあつては、特定復興再生拠点区域外にわたるものであつて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を記載するものとする。

- 一 特定復興再生拠点区域の区域
- 二 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標
- 三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間
- 四 土地利用に関する基本方針
- 五 産業の復興及び再生に関する事項
- 六 道路その他の公共施設の整備に関する事項
- 七 生活環境の整備に関する事項
- 八 土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理（土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌の収集、運搬、保管及び処分をいい、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成十五年法律第四十四号）第二条第三項に規定する最終処分その他の復興庁令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）及び廃棄物の処理（放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をいい、当該復興庁令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項
- 3 前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区域市町村が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。
- 4 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復

興再生計画に当該特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第二項第一号の区域が第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであること。

三 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項（第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。）について、当該特定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（放射性物質汚染対処特措法の特例）

第十七条の十七 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染特別地域内の認定特定復興再生

拠点区域（放射性物質汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。）においては、放射性物質汚染対処特措法第三十条第一項の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に従つて、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理を行うことができる。

2 放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理について、それぞれ準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項中「この法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項の規定」と、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域（同法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）」と、放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域」と、「除去土壤等」とあるのは「同法第十七条の二第一項第一号に規定する土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤及び廃棄物」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第十一条第一項に規定する汚染廃棄物対策地域内の認定特定復興再生拠点区域

(放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。以下この項において同じ。)においては、放射性物質汚染対処特措法第十五条の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、廃棄物の処理(認定特定復興再生拠点区域内廃棄物(認定特定復興再生拠点区域内の放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物であつて、土壤等の除染等の措置に伴い生じたものその他の環境省令で定めるものをいう。)の収集、運搬、保管及び処分に限る。次項及び第五項において同じ。)を行うことができる。

4 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項並びに第五十条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う廃棄物の処理について準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項中「この法律」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項の規定」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の規定により環境大臣が行う土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理に要する費用並びに第三項の規定により環境大臣が行う廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第三項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第五十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等(放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2 国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3 国は、福島の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

第九十三条 国は、特定避難指示区域市町村によって特定避難指示区域への将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区域市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

第九十四条 国は、避難指示・解除区域市町村への住民の円滑な帰還の促進及び避難指示・解除区域市町村における住民の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通網

を形成するため必要な措置を講ずるものとする。

第百条 原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 復興大臣及び福島県知事

二 内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者

3 協議会に議長を置き、復興大臣をもって充てる。

4 内閣総理大臣は、いつでも協議会に出席し発言することができる。

5 議長は、協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

6 協議会及び分科会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会及び分科会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（この法律に基づく措置の費用負担）

第百一条 この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる国の措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第三条第一項の規定により原子力事

業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国が当該原子力事業者に対して、当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

（主務省令）

第百二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）、又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（権限の委任）

第百三条 この法律に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。